ロ　イの命令等に違反した匿名電子診療録等情報利用者については、所要の罰則を定める。（第四十条の二、第四十条の三、第四十二条の二、第四十二条の三関係）

⑸　国民保健の向上のための仮名電子診療録等情報の利用又は提供

イ　厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名電子診療録等情報（電子診療録等情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した電子診療録等情報をいう。以下この８において同じ。）を利用することができるものとする。（第十二条の十一第一項関係）

ロ　厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次に掲げる者であって仮名電子診療録等情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものが当該業務を行うために仮名電子診療録等情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名電子診療録等情報を提供することができるものとする。（第十二条の十一第二項関係）

㈠　国の他の行政機関及び地方公共団体　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

㈡　大学その他の研究機関　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

㈢　民間事業者その他の厚生労働省令で定める者　医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

ハ　厚生労働大臣は、イ又はロによる利用又は提供を行う場合には、当該仮名電子診療録等情報を第７の２の仮名医療保険等関連情報、第８の５の仮名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第十二条の十一第三項関係）

⑹　仮名電子診療録等情報利用者に対する利用目的等の制限の要求等

イ　厚生労働大臣は、⑸のロにより仮名電子診療録等情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、仮名電子診療録等情報の提供を受け、これを利用する者（以下この８において「仮名電子診療録等情報利用者」という。）に対し、提供に係る仮名電子診療録等情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。（第十二条の十二第一項関係）

ロ　個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、厚生労働大臣が⑸のイ又はロにより仮名電子診療録等情報を利用し、又は提供する場合については、適用しないものとする。（第十二条の十二第二項関係）

ハ　⑶は、仮名電子診療録等情報利用者による仮名電子診療録等情報の取扱いについて準用するものとする。（第十二条の十三関係）

⑺　厚生労働大臣による仮名電子診療録等情報利用者に対する是正命令等

仮名電子診療録等情報利用者について、⑷に準じた改正を行う。（第十二条の十五、第四十条の二、第四十条の三、第四十二条の二、第四十二条の三関係）

⑻　その他所要の改正を行う。

９　その他所要の改正を行う。

第３　健康保険法の一部改正

１　保険医療機関の指定に関する事項

⑴　厚生労働大臣は、病院又は診療所の開設者から保険医療機関の指定について申請があった場合において、次のいずれにも該当する場合であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が医療法第三十条の十一第一項の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、当該指定を行うことができるものとする。（第六十五条第四項第三号関係）

イ　当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数に満たないことになると認める場合

ロ　当該申請に係る病床の種別に応じ、構想区域における保険医療機関の病床数が、その指定により地域医療構想において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）

⑵　厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が第１の10の⑼による都道府県知事の勧告を受けた場合等には、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関の指定を行うに当たっては、三年以内の期限を付することができるものとする。（第六十八条の二第一項関係）

２　保険医療機関の管理者に関する事項

⑴　保険医療機関の管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならないものとする。（第七十条の二第一項関係）

イ　保険医であること。

ロ　医師法の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関（病院に限る。）において保険医として三年以上診療に従事した経験又は歯科医師法の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関において保険医として三年以上診療に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。

⑵　保険医療機関の管理者は、適正な医療の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督するとともに、当該保険医療機関の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならないものとする。（第七十条の二第二項関係）

⑶　厚生労働大臣による保険医療機関の指定及び保険医の登録の取消事由に、保険医療機関の管理者が⑵に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）を追加する。（第八十条第二号、第八十一条第二号関係）

３　仮名診療等関連情報の利用又は提供等に関する事項

仮名診療等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第百五十条の七～第百五十条の十三、第二百七条の三関係）

４　医師手当拠出金等に関する事項

⑴　全国健康保険協会の行う業務に、医師手当拠出金等の納付に関する業務を追加する。（第七条の二第三項関係）

⑵　健康保険事業に要する費用等について、医師手当拠出金等を対象とする。（第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百六十条第三項、第十四項、第百七十三条第一項、第百七十六条関係）

５　基盤機構等への事務の委託に関する事項

保険者は、健康保険法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他厚生労働省令で定める者と共同して委託するものとする。（第二百五条の四第二項関係）

６　その他所要の改正を行う。

第４　船員保険法の一部改正

１　医師手当拠出金等に関する事項

船員保険事業に要する費用等について、第３の４の⑵に準じた改正を行う。（第百十二条第二項、第百十四条第一項、第百二十一条第二項関係）